主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人黒須彌三郎の上告趣意は判例違反をいうけれども、引用の判例は本件に適切ではない。記録を調べてみると、所論の各所為を併合罪と認定判断した原判決の判断に所論の違法を認め難い。また記録を調べても本件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和三一年一二月一二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	Ħ		克